

守山鯨城会会則

- 第1条 (名 称)
この会は守山鯨城会 (以下「本会」という) と称する。
- 第2条 (目 的)
本会は、会員相互の交流と親睦を図ると共に学園で習得した成果を地域社会に活用し、更に向上発展させることを目的とする。
- 第3条 (会 員)
名古屋市高年大学鯨城学園の卒業生で、守山区に居住し入会を希望する者をもって会員とする。
- 第4条 (情報管理)
会員情報は、関係法令に基づき厳重な管理をする。
- 第5条 (事務局)
本会の事務局は会長宅に置く。
- 第6条 (事 業)
本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。
1. 会員相互の親睦と健康増進事業
2. 地域社会に貢献するための事業
3. 各種研修会等
4. 各種展示会、広報事業
5. その他本会発展のために必要な事業
- 第7条 (役 員)
本会を運営するため次の役員をおく。
1. 会長 (兼) 鯨城会代議員 1名
2. 副会長 1～2名
3. 総 務 委員長1名・委員若干名
4. 会 計 委員長1名・委員若干名
5. 広 報 委員長1名・委員若干名
6. 行 事 委員長1名・委員若干名
7. ボランティア 委員長1名・委員若干名
8. 地域代表1名・副代表を置く事が出来る
9. 幹 事 1～2名 (鯨城会)
10. 監 査 会計監査1名
- 第8条 (役員を選出)
1. 会長、副会長、総務、会計、広報、行事、ボランティア、幹事、会計監査は「役員選考委員会」を設置して選出する。
2. 地域代表、副代表は地域毎に地域委員の互選により選出する。
- 第9条 (役員任期)
1. 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じた時は、必要に応じて補充選任を行うことができる。
3. 幹事の選任は、鯨城会会則により卒業後5年以内とし任期は2年。但し、再任を認めない。
- 第10条(役員の仕事)
1. 会長は会務を統括し、会を代表するほか、代議員として鯨城会活動に参画する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代理する。
3. 総務は、会の庶務・会員の動向等のほか他に属さない業務を行う。
4. 会計は、会費の徴収等会計業務を行う。
5. 広報は、広報誌の発行・情報文書の配布及びホームページの管理等、広報活動を行う。
6. 行事は、各種行事を統括し、進行を図る等の業務を行う。
7. ボランティアは、各種ボランティア活動の計画推進や区内ボランティアとの連携を図る。
8. 会計監査は、会計記録・会計報告を審査し、その結果を報告する。
9. 地域代表は、地域を統括し、必要な会議・行事・その他必要な業務を行う。
10. 地域副代表は、地域代表を補佐し、地域代表に事故ある時はその任務を代理する。
11. 幹事は、本部鯨城会との連絡・調整に当たる。
- 第11条(総会の開催)
総会は毎年4月に会長が招集して開催し、事業報告と

- 決算、事業計画と予算、役員の選任、その他重要事項を審議し議決する。
必要に応じて臨時に総会を開催することができる。
- 第12条(役員会の開催)
役員会は、原則会長が毎月招集して次の事項について協議する。
1. 年度活動計画に関する事項
2. その他必要と認める事項
役員会は、役員の過半数の出席がなければ会議の議決はできない。
同数の場合は会長がこれを決する
- 第13条(委員会の設置と開催)
本会は、次の委員会を設置する。
総務委員会、会計委員会、広報委員会、行事委員会、ボランティア委員会。
各委員長は、必要があると認める時は委員を招集し委員会を開催する。
- 第14条(地域会)
1. 本会の運営をより円滑にし、地域活動を活性化するため、地域 (中学校区) 毎に地域会を設ける。
2. 地域会は、地域内会員の相互交流と親睦を図り、また本会の事業・活動への参加又は地域への展開を図る。
- 第15条(議 決)
各会議 (委員会を含む) の議決は、出席人員の過半数の同意を以て議決する。
- 第16条(同好会)
同好会の代表世話役人は各同好会を運営し、外部機関へは本会を代表して行動する。
同好会を新設あるいは改廃する場合は、役員会に提案し承認を得るものとする。
- 第17条(会 計)
本会の会計は、入会金・年会費・助成金及びその他により運営する。
1. 入会金は2,000円とする。
2. 年会費は2,000円 (鯨城会会費300円を含む) とする。但し夫婦会員については、配偶者の年会費は500円 (鯨城会会費300円を含む) とする。
3. 入会金、年会費の返還は認められない。
- 第18条 (会計年度)
本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第19条(会計監査)
会計監査役は毎年度末に会計監査を実施し、役員会及び総会に報告する。
- 第20条(会員の退会)
会員は、次の各号に該当する時は退会とする。
1. 会員が逝去されたとき。
2. 会員が退会を希望したとき。
3. 会員が年会費を支払わないとき。
- 第21条(弔 意)
会員の逝去については、全会員への周知をもって弔意に代える。
- 第22条 (その他)
本会則に取り決めのない事項が生じた時は、役員会で審議し決定する。
- 第23条(会則の改廃)
会則の改廃は、会員の意向を基にして役員会でこれを定め、総会で承認を得るものとする。
- 第24条(付 則)
この会則は1992年(H4)4月1日から施行する。
1995～2019年まで16回改定(改定履歴省略)
2023年(R5)4月12日 一部改定即日施行